

付編 東南海・南海地震防災対策推進計画

第 1 章 総則

第 1 推進計画の目的

本市は、東南海・南海地震が発生した場合の震度が 6 弱以上と想定される地域があり、著しい地震被害が生ずるおそれがあるため、平成 15 年 12 月の中央防災会議において、「東南海・南海地震の防災対策推進地域」に指定された。

この計画は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域について、東南海・南海地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、次表のとおりである。

1 柏原市

部局名	事務又は業務
総務部（危機管理室含む）	(1) 防災会議に関すること。 (2) 組織動員体制の整備に関すること。 (3) 防災訓練に関すること。 (4) 防災知識の普及・啓発に関すること。 (5) 自主防災組織の育成に関すること。 (6) 防災に関する物資、資機材の整備・備蓄及び緊急輸送に関すること。 (7) 地域防災無線に関すること。 (8) 職員の動員配備に関すること。 (9) 災害対策本部の庶務に関すること。 (10) 災害情報並びに気象情報の収集及び伝達に関すること。 (11) 災害救助法に関すること。 (12) 府、他の市町村、自衛隊、関係機関との連絡調整に関すること。 (13) 車両の確保及び配車に関すること。 (14) 救援、復興の企画立案に関すること。
市長公室	(1) 災害対策本部の庶務に関すること。 (2) 府、他の市町村、自衛隊、関係機関との連絡調整に関すること。 (3) 救援、復興の企画立案に関すること。 (4) 災害関係の広報広聴に関すること。

部局名	事務又は業務
	(5) 災害状況の記録に関する事。
財務部	(1) 被害状況等の緊急調査に関する事。 (2) 避難所の開設、収容及び避難者の誘導に関する事。 (3) 家屋等の被害調査に関する事。 (4) 災害関係予算及び起債に関する事。 (5) 税減免に関する事。
会計管理室	(1) 災害関係予算及び起債に関する事。 (2) 災害対策及び救援物資の出納に関する事。
健康福祉部、 福祉事務所	(1) 応急医療体制の整備に関する事。 (2) 防災知識の普及・啓発に関する事。 (3) 災害時要援護者対策に関する事。 (4) 応急医療対策に関する事。 (5) 被災証明の発行に関する事。 (6) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付に関する事。 (7) ボランティア窓口との連絡調整に関する事。 (8) 義援金に関する事。 (9) 被災者生活再建支援法に関する事。 (10) 要援護高齢者・障害者等の避難に関する事。
市民生活部	(1) 被災者からの問い合わせ、相談、要望に関する事。 (2) 救援物資に関する事。 (3) 食料及び生活必需品の確保・供給に関する事。 (4) し尿・ごみ、がれき処理に関する事。 (5) 遺体の収容に関する事。 (6) 埋火葬の許可に関する事。 (7) 防疫活動に関する事。 (8) 中小企業及び農業関係者の復興支援に関する事。
都市整備部、 駅前再開発事務所	(1) 市街地、公園、道路等の整備促進に関する事。 (2) 建築物等の耐震化・安全化に関する事。 (3) 土砂災害対策に関する事。 (4) 道路・橋梁、危険箇所等の二次災害防止に関する事。 (5) 障害物の除去に関する事。 (6) 応急仮設住宅に関する事。 (7) 建築物等の応急危険度判定に関する事。 (8) 河川、水路、ため池等の整備に関する事。 (9) 水防活動に関する事。 (10) 河川、水路、ため池等の二次災害防止に関する事。 (11) 復興の企画立案に関する事。
上下水道部	(1) 上下水道施設の整備に関する事。 (2) 上下水道施設の緊急対応及び応急対策に関する事。 (3) 飲料水の確保に関する事。 (4) 給水活動に関する事。

部局名	事務又は業務
病院医局、 病院事務局	(1) 応急医療体制の整備に関する事。 (2) 応急医療対策に関する事。 (3) 遺体処理に伴う洗浄縫合、消毒に関する事。 (4) 被災地への医療班の派遣に関する事。 (5) その他病院に関する事。
教育委員会	(1) 防災知識の普及・啓発に関する事。 (2) 教育施設等の耐震化、安全化に関する事。 (3) 炊き出しに関する事。 (4) 応急教育実施に関する事。
議会事務局	(1) 災害関係の広報広聴に関する事。 (2) 災害状況の記録に関する事。 (3) 議員への連絡に関する事。

2 柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

機関名	事務又は業務
柏原羽曳野藤井寺消防 組合消防本部	(1) 災害情報等の収集、及び必要な広報に関する事。 (2) 災害の防除、警戒、鎮圧に関する事。 (3) 要救助被災者の救出、救助に関する事。 (4) 傷病者の救出、搬送に関する事。 (5) その他、防災会議が必要と認める事務又は業務に関する事。

3 大阪府

機関名	事務又は業務
八尾土木事務所	(1) 府直轄公共土木施設の防災対策、水防活動及び洪水予警報等の伝達並びに被災施設の復旧等に関する事。 (2) 災害予防対策及び災害応急対策等に係る、市及び関係機関との連絡調整に関する事。
中部農と緑の総合事務所	(1) ため池・水路等の災害予防並びに災害時における危険箇所、応急復旧等に関する連絡及び指示に関する事。 (2) 災害時における農作物等の被害の減少を図るための技術指導に関する事。
八尾保健所	(1) 災害時における医療救護活動及び保健衛生活動対策に関する事。

4 大阪府警察（柏原警察署）

機関名	事務又は業務
柏原警察署	(1) 災害情報の収集伝達及び被害実態の把握に関すること。 (2) 被災者の救出救助及び避難指示に関すること。 (3) 交通規制・管制に関すること。 (4) 広域応援等の要請・受入れに関すること。 (5) 遺体の検視（見分）等の措置に関すること。 (6) 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること。 (7) 災害資機材の整備に関すること。

5 自衛隊

機関名	事務又は業務
自衛隊 （陸上自衛隊第三師団 第36普通科連隊）	(1) 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること。 (2) 市が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること。

6 指定地方行政機関

機関名	事務又は業務
近畿農政局 （大阪農政事務所）	(1) 応急食料（米穀）等の備蓄に関すること。 (2) 災害時における主要食料の供給に関すること。
大阪管区气象台	(1) 観測施設の整備に関すること。 (2) 防災知識の普及・啓発に関すること。 (3) 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表並びに伝達に関すること。
近畿地方整備局 大和川河川事務所	(1) 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。 (2) 国管理の河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること。 (3) 応急復旧資機材の備蓄及び整備に関すること。 (4) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。 (5) 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること。 (6) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。
近畿地方整備局 大阪国道事務所	(1) 国管理の公共土木施設の整備と防災対策に関すること。 (2) 応急復旧資機材の備蓄と整備に関すること。 (3) 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること。 (4) 災害時の道路交通規制及び道路交通の確保に関すること。 (5) 国管理の公共土木施設の二次災害防止に関すること。 (6) 国管理の公共土木施設の復旧に関すること。

7 指定公共機関

機関名	事務又は業務
郵便事業株式会社 (柏原支店)	(1) 災害時における郵便業務の確保に関する事 (2) 災害特別事務に関する事 (3) 郵便業務の復旧に関する事
西日本旅客鉄道株式会社 (大阪支社：柏原駅、高井田駅、河内堅上駅) 日本貨物鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の防災管理に関する事 (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事 (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事 (4) 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関する事 (5) 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事 (6) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事
西日本電信電話株式会社 (大阪東支店)	(1) 電気通信設備の整備と防災管理に関する事 (2) 応急復旧用通信施設の整備に関する事 (3) 災害時における重要通信に関する事 (4) 災害関係電報・電話料金の減免に関する事 (5) 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関する事 (6) 災害用伝言ダイヤルの提供に関する事
日本赤十字社 (大阪府支部)	(1) 災害医療体制の整備に関する事 (2) 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関する事 (3) 災害時における医療助産等救護活動の実施に関する事 (4) 義援金品の募集、配分等の協力に関する事 (5) 避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関する事 (6) 救助物資の備蓄に関する事
日本放送協会 (大阪放送局)	(1) 防災知識の普及等に関する事 (2) 災害時における放送の確保対策に関する事 (3) 緊急放送・広報体制の整備に関する事 (4) 気象予警報等の放送周知に関する事 (5) 避難所等への受信機の貸与に関する事 (6) 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事 (7) 災害時における広報に関する事 (8) 災害時における放送の確保に関する事 (9) 災害時における安否情報の提供に関する事
西日本高速道路株式会社	(1) 管理施設の整備と防災管理に関する事 (2) 道路施設の応急点検体制の整備に関する事 (3) 災害時における交通規制及び輸送の確保に関する事 (4) 被災道路の復旧事業の推進に関する事
大阪ガス株式会社 (導管事業部北東部導管部)	(1) ガス供給施設の整備と防災管理に関する事 (2) 災害時におけるガスによる二次災害防止に関する事 (3) 災害時におけるガスの供給確保に関する事 (4) 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

機関名	事務又は業務
関西電力株式会社 (羽曳野営業所)	(1) 電力施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 災害時における電力の供給確保体制の整備に関すること。 (3) 災害時における電力の供給確保に関すること。 (4) 被災電力施設の復旧事業の推進に関すること。

8 指定地方公共機関

機関名	事務又は業務
築留土地改良区、 青地井手口土地改良区	(1) ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関すること。 (2) 農地及び農業用施設の被害調査に関すること。 (3) 湛水防除活動に関すること。 (4) 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関すること。
大和川右岸水防事務組合	(1) 水防団員の教育及び訓練に関すること。 (2) 水防資機材の整備、備蓄に関すること。 (3) 水防活動の実施に関すること。
近畿日本鉄道株式会社	(1) 鉄道施設の防災管理に関すること。 (2) 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること。 (3) 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること。 (4) 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること。 (5) 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること。 (6) 被災運行施設の復旧事業の推進に関すること。
社団法人 大阪府トラック協会	(1) 緊急輸送体制の整備に関すること。 (2) 災害時における緊急物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること。 (3) 復旧資機材等の輸送協力に関すること。

9 公共的団体

機関名	事務又は業務
柏原市医師会	(1) 災害時における医療救護の活動に関すること。 (2) 負傷者に対する医療活動に関すること。
柏原歯科医師会	(1) 災害時における医療救護の活動に関すること。 (2) 負傷者に対する口腔医療活動に関すること。
柏原市薬剤師会	(1) 災害時における医療救護及び公衆衛生の活動に関すること。 (2) 災害時における医薬品の確保に関すること。
柏原市商工会	(1) 災害時における及び救助用物資、復旧資材の確保についての協力等に関すること。
大阪中河内農業協同組合	(1) 災害時における及び救助用物資、復旧資材の確保についての協力等に関すること。

機関名	事務又は業務
柏原市社会福祉協議会、 日本赤十字社大阪府支 部柏原市地区奉仕団	(1) 災害時要援護者対策に関する事 務。 (2) 福祉活動に関する事 務。 (3) ボランティアの受入れ、人材の育成に関する事 務。
自主防災組織、自治会、 町内会、区長会	(1) 市が行う防災に関する事務又は業務への協力に関する事 務。
危険物関係の取扱い施 設	(1) 災害時における危険物の保安措置に関する事 務。
ため池管理者(山の井区 長、大県区長、平野水利 組合、大県水利組合、畑 水利組合、青谷水利組 合、高井田水利組合、原 川・明石戸水利組合長、 五十村水利組合)	(1) ため池、水門・樋門及び水路の防災管理に関する事 務。 (2) ため池の決壊防止等の措置に関する事 務。 (3) 消火用水等の提供に関する事 務。
その他公共的団体及び 重要な施設	(1) 市が行う防災活動について公共的事業に応じたの協力に関 すること。